

告示

埼玉県告示第二百八十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

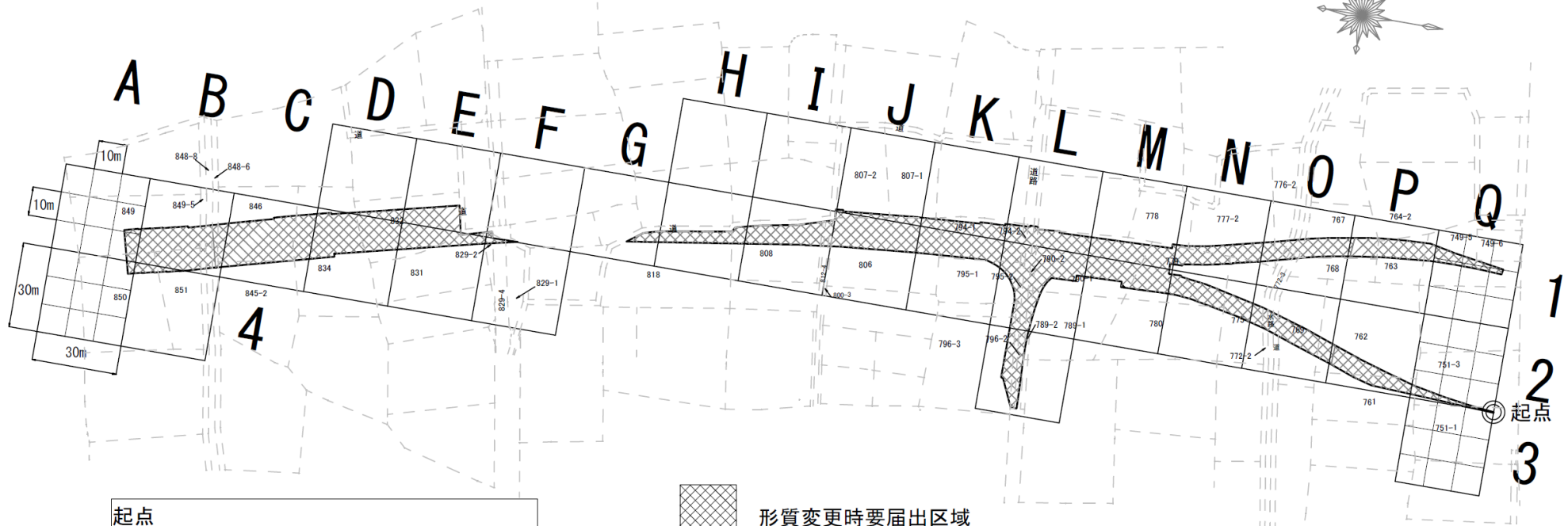
令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

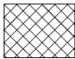


- 別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷七百四十九番五の一部、七百四十九番六の一部、七百五十一番一の一部、七百五十一番三の一部、七百六十一番一の一部、七百六十二番の一部、七百六十三番の一部、七百六十四番二の一部、七百六十七番の一部、七百六十八番の一部、七百六十九番の一部、七百七十二番二の一部、七百七十二番三の一部、七百七十五番の一部、七百七十六番二の一部、七百七十七番二の一部、七百七十八番の一部、七百七十九番の一部、七百八十番の一部、七百八十九番一の一部、七百八十九番二の一部、七百九十番一の一部、七百九十番二の一部、七百九十四番一の一部、七百九十四番二の一部、七百九十五番一の一部、七百九十五番二の一部、七百九十六番二、七百九十六番三の一部、八百番三の一部、八百六番の一部、八百七番一の一部、八百七番二の一部、八百八番の一部、八百十二番四の一部、八百十八番の一部、八百二十九番一の一部、八百二十九番二の一部、八百二十九番四の一部、八百三十一番の一部、八百三十二番の一部、八百三十四番の一部、八百四十五番二の一部、八百四十六番の一部、大字八條字白鳥八百四十八番六の一部、八百四十八番八の一部、八百四十九番の一部、八百四十九番五の一部、八百五十番の一部及び八百五十一番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 三 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 四 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域
- 別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



起点
 起点は埼玉県八潮市大字八條字入谷751-1
 の最北端とする

格子の回転角：回転なし

-  形質変更時要届出区域
-  敷地境界
-  地番境界